

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起訴	計	有罪に係る人員及び金額									
					有罪	無罪	公訴 権減	未決	懲役刑を 科せられた 人員	罰 金				
										人 員	金 額			
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		-	3	3	1	-	-	2	1	1		1,500		
法人税	外										内			法人税
		3	2	5	4	-	-	1	3	4		65,800		
その他	外										内			その他
		-	4	4	2	-	-	2	2	1		25,000		
合 計	外										内	1		合 計
		3	9	12	7	-	-	5	6	6		92,300		

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件	第 159 条	外	件	脱税犯規定	外	件
		1			4			2
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外		第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	4	両罰規定	外	2
		-			-			-
合 計	外		合 計	外	4	合 計	外	2
		1			4			2

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 製 類	等 者 酒 販 売 業 者															
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-				
	検 挙	外							1		1								検 挙
			-	-	6	6	-	6	1	-	1		-	-	-				
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外							1		1					通 告 処 分	処 理 済 件 数		
			-	-	6	6		6	1	-	1			-	-			-	
	告 発	外																収 税 官 吏	告 発
			-	-	-	-		-	-	-	-			-	-	-			
	そ の 他	外																そ の 他	
			-	-	-	-		-	-	-	-			-	-	-			
	通 知 処 分	外																通 知 処 分	
不 告 発	外														不 告 発				
処 分 権 消 滅	外														処 分 権 消 滅				
本 年 度 未 済 件 数	外															本 年 度 未 済 件 数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-				
犯 則 に 係 る 額	外		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
			-	-	-	-		-	7,248	-	7,248	775	-	-	-				
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外								4,000		4,000					通 告 処 分 罰 金 相 当 額			
			-	-	310	310		310	800	-	800		-	-	-				

調査対象等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税			印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分				
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計							たばこ 特別税分		
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数		
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	1 7		検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	1 7	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 収 税 官 吏 発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	収 税 官 吏		告 発
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 前 減	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 公 訴 分 権 消 前 減		
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額			
通 告 金 処 分 額 罰 科 金 相 当 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000 1,110	通 告 金 処 分 額 罰 科 金 相 当 額				

調査対象等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外					1		1										1	通 告 処 分	
			-	-	6	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
履 行 等 件 数	計	外					1		1										1	計	履 行 等 件 数
			-	-	6	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 行 発	外																		通 告 不 履 行 発	
			-	-	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
履 行 等 件 数	通 公 訴 権 消 滅	外																		通 公 訴 権 消 滅	履 行 等 件 数
			-	-	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 履 行	外					1		1										1	通 告 履 行	
			-	-	6	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
本 履 行 未 済 件 数	計	外					1		1										1	計	本 履 行 未 済 件 数
			-	-	6	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
	本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	外																		本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 履 行 罰 科 金 額 通 相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 通 相 当
			-	-	310	310	4,000	-	4,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,110		

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 「揮発油税」には地方揮発油税を含む。

3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者											
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7,940	-	-	6	7,940	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	7,940	-	-	6	7,940	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日

(注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2 以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	外1 1 件	第15条第1項第1号	外1 1 件	第27条第1項第1号	- 件	第23条第1項第1号	- 件	第27条第1項第1号	- 件
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	(外) 1 -			第29条第1項	-				
合 計	外 1 (外) 1 1	合 計	外 1 1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	- 件	第21条第1項第1号	- 件	第19条第1項第1号	- 件	第12条第1項	- 件
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
		第24条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。